

新たな企業立地支援制度を創設しました！ (都留市産業集積促進助成制度)

産業振興と雇用拡大を目的に企業立地の促進を図るため、都留市で製造業の立地事業を行う事業者に対し、建物・機械設備等の投資経費の一部を助成します。

対象要件		次の要件を全て満たすもの ①土地取得費を除く投下資産額 3 億円以上 ②操業 1 年以内に常時雇用労働者10人以上増加。うち 3 割以上は 市内雇用者又は市内転入者 ③山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること	
助成率	基本率	①新たに土地を取得又は借地権を設定(設定期間20年以上)し、工場等を建設する場合(土地取得から 3 年以内に操業) ➡投下資産額(土地分除く)の1.2% (水素製造設備等取得費は2.7%)	
		②自社所有地に工場等を建設し操業する場合 ➡投下資産額(土地分除く)の0.6% (水素製造設備等取得費は2.1%)	
		③空き工場等を取得し操業する場合 ➡投下資産額(土地分除く)の0.6% (水素製造設備等取得費は2.7%)	
	加算率	①高度先端分野(国等の委託又は補助を受ける事業) ➡+1.5%	
		②成長分野(医療機器関連、水素・燃料電池関連、航空・宇宙・防衛関連産業) ➡+2.25%	
		③成長分野(半導体関連産業、ロボット関連産業) ➡+0.6%	
		④県外からの常時雇用労働者数 ➡5人以上：+0.3%、 10人以上：+0.45%	
		⑤県外からの新規立地 ➡+0.6%	
		最大助成率 6 %	
限度額	①県内新規立地➡4.5億円(高度先端分野又は成長分野以外は2.25億円) ②県内企業➡2.25億円(高度先端分野又は成長分野以外は9千万円) ※投下資産額200億円超➡15億円(投下資産200億円超は助成率0.6%)		

最大助成率 **6%**

※県の助成制度(最大50億円を助成)と協調した助成となります。

問合せ先：都留市役所産業課企業誘致推進室

TEL：0554-43-1111(内線158)